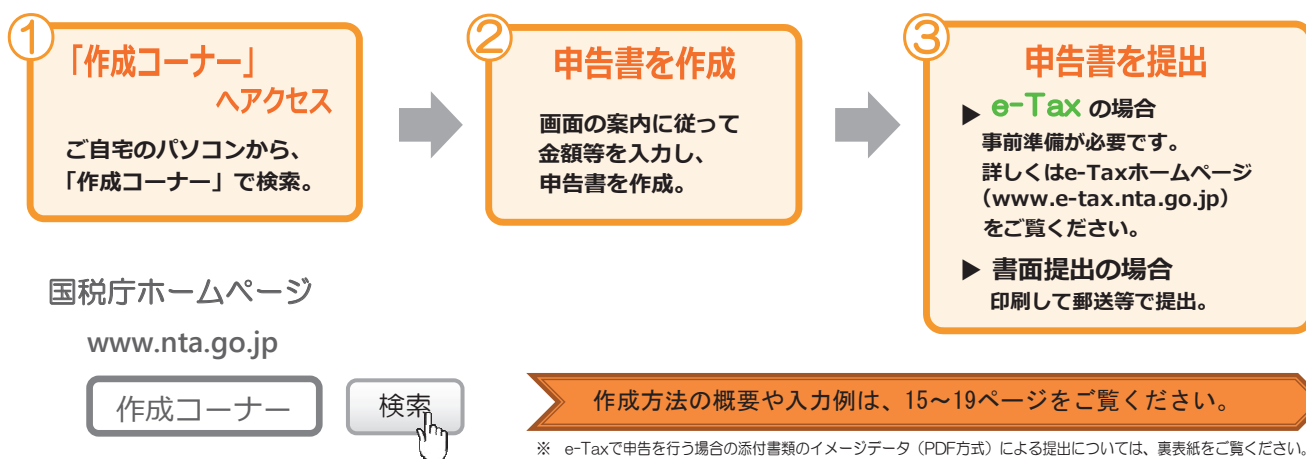


平成 29 年分 贈与税の申告のしかた

- この冊子は、一般的な事項を説明しています。**目次**は、次ページをご覧ください。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 平成29年分の贈与税の申告書の受付は、**平成30年2月1日(木)から同年3月15日(木)まで**です。
- 平成29年分の贈与税の納期限は、**平成30年3月15日(木)**です。

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！



贈与税の申告書には、「マイナンバー」の記載が必要です！

贈与税の申告書には、

マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告をされる方（財産の贈与を受けた方）のマイナンバーの記載が必要です。



本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告をされる方（財産の贈与を受けた方）の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

【本人確認書類の例】 例1 マイナンバーカード
例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

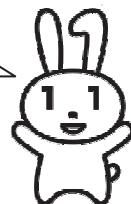
が必要です。

詳しくは、6ページをご覧ください。

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」
【<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>】をご覧ください。

※ 掲載 URL は平成 29 年 11 月現在のものです。



目次

I はじめに

1 贈与税の概要	
(1) 暦年課税	2
(2) 相続時精算課税	4
2 贈与税の申告書の提出期間と提出先	6
3 贈与税の申告書の種類	6
4 マイナンバー（個人番号）の記載等について	6
5 贈与税の納付	7
6 贈与税の申告に誤りがある場合	9
7 参考	
(1) 贈与税の納税義務者及び納税義務の範囲の概要	10
(2) 贈与税の課税財産	11
(3) 信託に関する権利等の贈与	12
(4) 贈与財産の評価	13

II 申告書の作成例等

1 「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成	15
2 贈与税の申告書の書きかた	20
3 申告書の作成例	
【事例1】 暦年課税（特例税率）を適用する場合	26
【事例2】 暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合	28
【事例3】 贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合	30
《贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート・添付書類》	31
【事例4】 相続時精算課税を適用する場合	32
《相続時精算課税を選択する場合のチェックシート・添付書類》	35
【事例5】 住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合	36
【事例6】 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税 選択の特例を適用する場合	38
○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分	42
《A 住宅取得等資金の非課税のチェックシート・添付書類》	43
《B 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例のチェックシート・添付書類》	47
《C 住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）のチェックシート・添付書類》	51
【事例7】 農地等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合	55
《農地等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の添付書類》	58
【事例8】 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合	59
《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート・添付書類》	61

III 各種特例の概要等

1 贈与税の配偶者控除の特例	63
2 住宅取得等資金の非課税	64
3 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例	67
4 震災に係る住宅取得等資金の非課税	69
5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）	71
6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）	72
7 農地等についての納税猶予及び免除の特例	73
8 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例	76
9 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例	80
10 医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例	84
11 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例	85
12 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置	85
13 災害により被害を受けた場合	86

【参考】 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細	87
相続時精算課税選択届出書（様式）	89
本人確認書類（写）添付台紙（様式）	91
取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領	93

贈与税の申告書は、 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で作成！



- 作成した申告書は、e-Tax（電子申告）で送信又は印刷して郵送等で提出！
- e-Tax で申告を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類については、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF 形式）により提出できます。

《添付書類のイメージデータによる提出》

1 対象となる添付書類

イメージデータで送信ができる添付書類は、戸籍の謄本や登記事項証明書などです。

なお、「相続時精算課税選択届出書」など、電子データ（XML 形式）により提出ができる添付書類については、イメージデータで提出することができません。

2 主な要件

(1) データ形式

イメージデータで送信可能なデータ形式は、「PDF 形式」です。

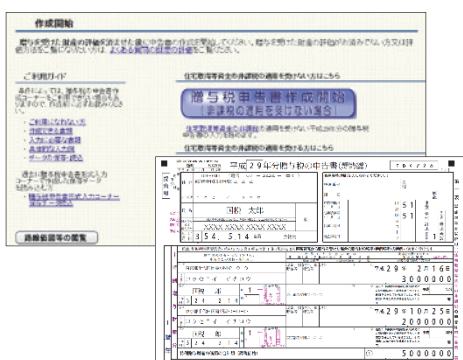
なお、PDF 形式のイメージデータの作成は、①添付書類（書面）をスキャナにより読み取り PDF 形式に変換する方法、②パソコンで作成した添付書類（文書データ等）をソフトウェアで PDF 形式に変換する方法などがあります。

(2) 送信方法

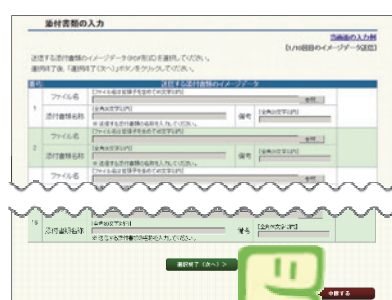
「確定申告書等作成コーナー」の「贈与税の申告書作成コーナー」により、e-Tax で申告書等データを送信後に、一連の流れで添付書類のイメージデータを送信（追加送信方式）します。

なお、添付書類のイメージデータの送信可能回数は 10 回まで、1 回の送信当たり最大 16 ファイル（合計で 1.5MB）のデータを送信することができます。

①申告書を作成・送信



②イメージデータを選択・送信



(注) イメージデータで送信した添付書類の原本の保管や、イメージデータの作成に当たっての注意事項等は、e-Tax ホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。